



静岡労働局発表
平成29年6月29日

担
当

静岡労働局 雇用環境・均等室
室長 長澤 達士
雇用環境改善・均等推進指導官 福島 陽子
電話 054-252-5310

「全国ハラスメント撲滅キャラバン」を実施します ～静岡労働局では説明会の開催や特別相談窓口を開設します～

静岡労働局(局長 高森洋志)は、平成29年7月3日から12月28日まで、「全国ハラスメント撲滅キャラバン」として、事業主を対象とした説明会を開催するほか、労働者や事業主が相談できる「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します。

「全国ハラスメント撲滅キャラバン」は、平成29年1月に改正男女雇用機会均等法や改正育児・介護休業法が全面施行され、上司・同僚からの職場における妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する義務が事業主に義務づけられたことにより、その必要性や必要となる取組について理解を深めるために実施するものです。

1 説明会の開催

事業主・人事労務担当者向けに、職場における妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策を含む説明会を県内3か所において開催します。

○7月25日(火)10～12時、14～16時 浜松労政会館(浜松市)

○7月31日(月)14～16時 沼津労政会館(沼津市)

○8月1日(火)14～16時 静岡労政会館(静岡市)

※説明会では、ハラスメント対策のほか、改正育児・介護休業法(平成29年10月施行)、働き方改革等の説明も併せて行います。

2 ハラスメント対応特別相談窓口

労働者や事業主等が相談できる「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設し、職場における妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメントについての相談を中心に受け付けます。

○設置期間等 平成29年7月3日～平成29年12月28日(土日祝日を除く) 8:30～17:15

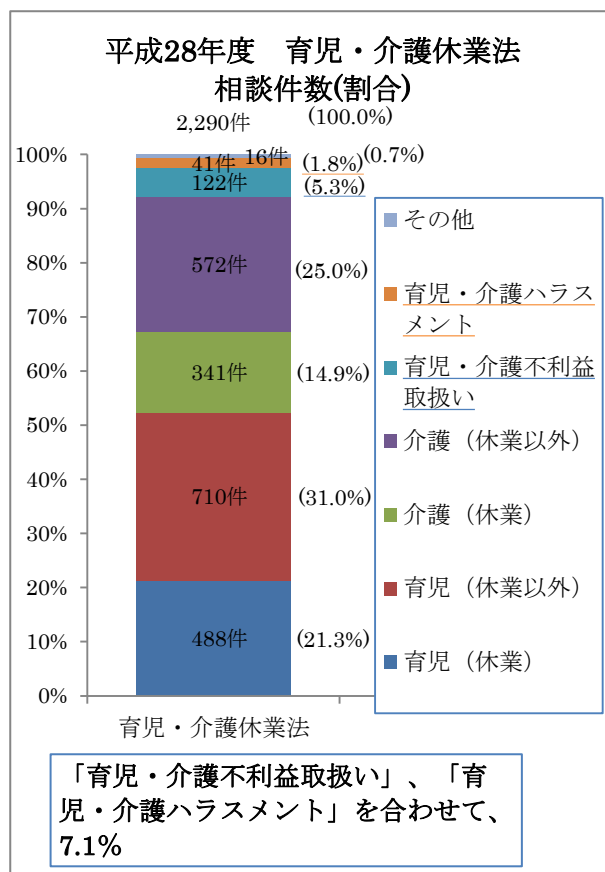
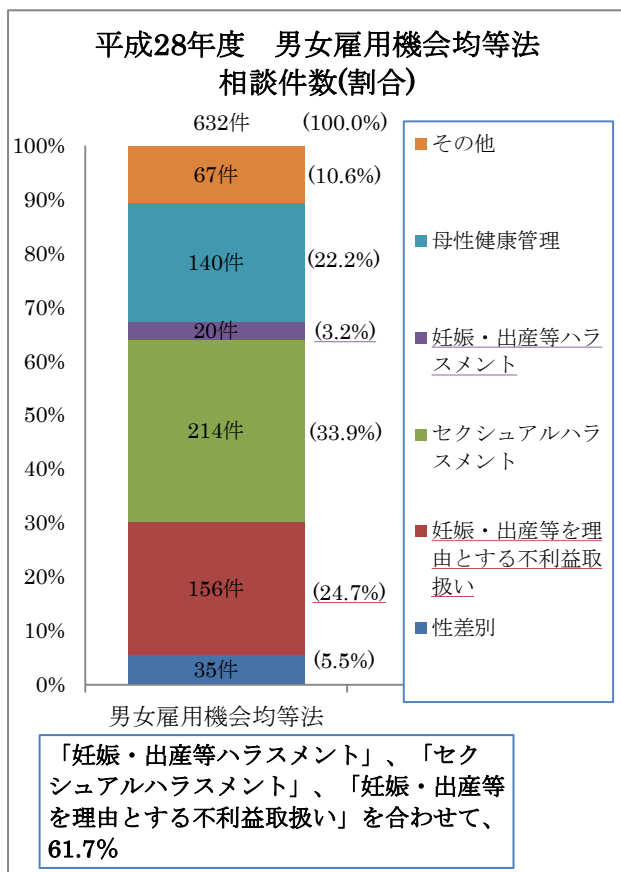
○相談窓口 静岡労働局雇用環境・均等室 電話054-252-5310

<添付資料>

(別紙1)ハラスメントに関する相談件数及び相談事例

(別紙2)「働き方改革・改正育児・介護休業法等説明会」チラシ

(別紙3)「ハラスメント対応特別相談窓口を開設します!」チラシ



○妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント相談事例

・個人病院に勤務しているが、つわりがひどいため、1週間ほど休み、出勤したところ、院長から「正社員なのだから体調が悪いくらいで休むな」と言われたため、休むことができず、その後も無理をして勤務をした。

・派遣労働者が、妊娠を会社に告げたところ、産前・産後休業や育児休業は取得できず、契約の更新はしないと言われた。

○セクシュアルハラスメントに関する相談事例

・パートとして勤務。上司から体を触られるなどのセクハラ的な言動を受けているが、拒否をすると契約の更新をしてもらえなくなるのではないかと、はっきりと拒否ができない。

働き方改革、育児・介護休業法等説明会

主催：静岡労働局

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭の両立できる社会の実現を目指して、平成29年1月1日より「改正育児・介護休業法」が施行されております。

また、「改正男女雇用機会均等法」、「改正育児・介護休業法」及び関係省令等の施行により、いわゆるマタハラなど、上司・同僚からの職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が、事業主に新たに義務付けられております。

いわゆるマタハラ防止措置の必要性並びに、本年10月1日より育児休業が保育園に入れなかった場合、最長2歳まで再延長が可能となり改正法についての理解を深めるため説明会を開催します。

○開催日時・会場

	日時	場所	定員
東部	平成29年7月31日（月） 14時～16時	沼津労政会館 ホール 沼津市高島本町1-3	130名
中部	平成29年8月1日（火） 14時～16時	静岡労政会館 ホール 静岡市葵区黒金町5-1 6F	300名
西部	平成29年7月25日（火） 10時～12時 14時～16時	浜松労政会館 ホール 浜松市中区東伊場2-7-1	260名

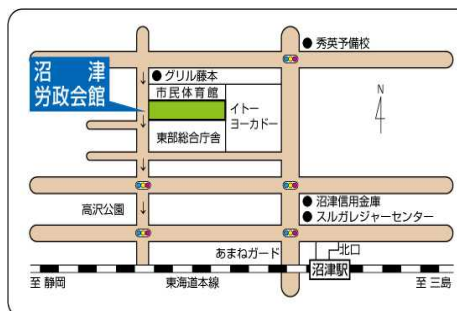
○内容

- ・改正育児・介護休業法の説明
- ・働き方改革について
- ・関連助成金について

○対象

- ・事業主、企業の人事労務担当者等

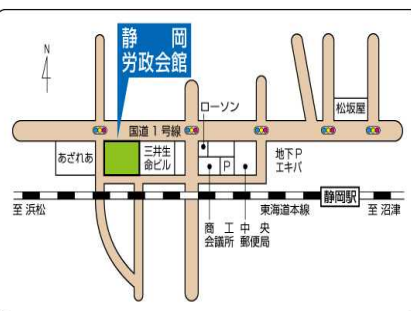
○会場案内地図



東部会場

◎駐車場について

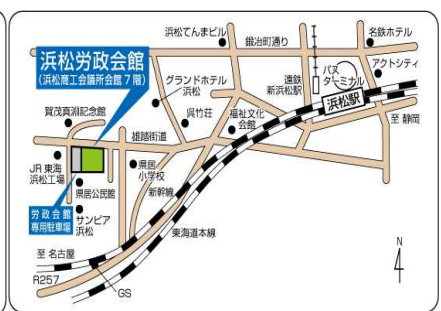
駐車場が狭いため、公共交通機関でご来場ください。



中部会場

◎駐車場について

台数に限りがあります。公共交通機関でご来場ください。



西部会場

◎駐車場について

台数に限りがあります。公共交通機関でご来場ください。



申込みは裏面で

静岡労働局 雇用環境・均等室 あて

FAX 054-252-8216

(このまま送信してください。)

7月7日(水)締切(先着順)

改正 育児・介護休業法等説明会 参加申込書

参加希望会場 (○を付けてください。)	西部会場 7月25日(火)	東部会場 7月31日(月)	中部会場 8月1日(火)
事業場名			
所在地		電話	
参加者 所属・役職			
氏名			

※ご記入いただいた個人情報については、本説明会以外には使用いたしません。

参加される際には、「参加申込書」の本状をお持ちください。

※申込みが多数の場合は、1企業(団体)1名に限らせていただきますので予めご了承ください。

静岡労働局 雇用環境・均等室

〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階

TEL : 054-252-5310 FAX : 054-252-8216

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

静岡労働局開設期間：平成29年7月3日（月）～平成29年12月29日（木）

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

上司に妊娠を報告したら
「他の人を雇うので早めに
辞めてもらうしかない」と
言われた。

育児短時間勤務をしていたら
同僚から
「あなたが早く帰るせいで、
まわりは迷惑している。」
と何度も言われ、精神的に非
常に苦痛を感じている。



妊娠・出産・育児休業等
に関するハラスメントの相談
を受けたが、会社として
どうすればよいのだろう。

妊娠・出産・育児休業・介護
休業等に関するハラスメント
の防止措置は、会社としてな
にをすればよいのだろう。

上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する ハラスメントの防止措置について

近年、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントが問題となっています。

このため、平成29年1月1日から、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務付けられました。詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用均等 > 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html

○妊娠・出産をしながら働く女性のためのさまざまな制度があります
(母子健康手帳でも紹介されていますのでぜひ読んでみてください)

○育児や介護のためのさまざまな制度は、男性も取得することができます

制度について知りたい場合も、ご相談ください。

このほか・・・

働く人

◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらう」と言われました。

働く人

企業の担当者

◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？

企業の担当者

◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

**妊娠・出産・育児休業・介護休業などを
理由とする解雇などの不利益な取扱いは法律で禁止^{*}されています。**

相談して
ください！

都道府県労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇等の不利益取扱いについてご相談いただけます。そのほか、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停を行っています。

静岡労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分（閉庁時刻）（土日祝を除く）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。

できるだけお早めにまずはお電話ください。

電話番号 054-252-5310

住 所 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階